

議案第92号

芽室町立学校水泳プール設置及び管理条例中一部改正の件

芽室町立学校水泳プール設置及び管理条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和5年3月2日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町立学校水泳プール設置及び管理条例の一部を改正する条例

芽室町立学校水泳プール設置及び管理条例（昭和44年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条の表芽室南小学校プールの項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

説 明

芽室南小学校プールを廃止するため、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町立学校水泳プール設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案		現 行	
(名称及び位置) 第2条 学校プールの名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 学校プールの名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
上美生小学校プール	芽室町上美生4線36番地の2	上美生小学校プール	芽室町上美生4線36番地の2
		芽室南小学校プール	芽室町新生南6線25番地
<p>附 則</p> <p>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p>			